

令和7年9月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年9月10日 水曜日 午後3時00分から午後3時44分まで
- 2 開催場所 保健福祉センターなわ 多目的ホール
- 3 出席委員 (29人)

会 長	15番	江原 宏昭			
農業委員	1番	尾古 礼隆	9番	小谷 恵	
	2番	佐伯 守	10番	岡田 浩司	
	3番	前田 繁昌	11番	森田 博文	
	5番	安藤 幹雄	12番	濱田 厳	
	6番	矢田 考志	13番	米澤 誠一	
	7番	山下 一郎	14番	遠藤 幸子	
	8番	中川 勝彦			

推進委員	1番	小原 啓一	9番	二宮 聖貴	
	2番	高見 昭久	10番	吉野 徹	
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚	
	4番	福永 博昭	12番	上田 陽介	
	5番	山崎 拓司	13番	椎木 知奈美	
	6番	河村 富士夫	14番	野口 浩義	
	7番	高虫 秀樹	15番	山根 章司	
	8番	戸野 悦宏			

- 4 欠席委員 (1名) (農委4番 石原 文義)
- 5 議事録署名委員の決定 (1番 尾古 礼隆、2番 佐伯 守)
- 6 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 大山町地域計画名和地区(変更案)に対する意見聴取について
 - 議案第4号 地籍事業調査に係る農地の地目変更について
 - 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について
- 7 報告事項
 - (1) 農地法施行規則第29条第1項の届出について
 - (2) 賃貸借の解約について
 - (3) その他
- 8 その他
 - (1) 定例会の日程について
 - (2) その他

9 農業委員会事務局職員

局 長	徳 永 貴
主 幹	坂 田 真 寛
主 幹	西 川 援
事務補助員	山根江利子

10 会議の概要

事務局 それでは、議長よろしく願いいたします。

議長 【議長挨拶】
・時候挨拶。
・農業機械による事故について。

議長 続きまして、今日の欠席は農委4番さんということですので、本日の会議が成立することを宣言いたします。

議事録の署名人ですけど、1番委員さんと2番委員さんをお願いしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

議長 続きまして、会務報告ってということで事務局のほうからお願いします。

事務局 【会務報告】
(8月 8日) ・定例農業委員会について。
(8月22日) ・県常設審議委員会について。
・市町村農業委員会会長・事務局長会議について。
・県農業委員会会長協議会総会について。
(8月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数2件あり。
(8月27日) ・人・農地チーム会議について。
・県農業委員会女性協議会総会・研修会について。
(8月28日) ・サポートシステム研修会について。
(9月 5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数3件あり。

議長 はい、ありがとうございました。

議長 それでは、議事に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。

1ページを御覧ください。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由のほうを説明させていただきます。

番号31、〇〇、畑1筆、747㎡。売買で売買価格は全体で※円になります。

本申請は、以前から譲受人が耕作されていた農地ということで、今回取得されることになったものになります。取得農地ではブロッコリーを作付けされる

予定です。

番号32、〇〇〇、畑1筆、892㎡。売買で売買価格は1反当たり※円になります。

本申請は、手放したいということで御希望のありました譲渡人が譲受人と協議をされまして、今回取得されることになったものです。取得農地では芝を作付けされる予定です。

番号33、〇〇〇、畑1筆、382㎡。売買で売買価格は全体で※円になります。

本申請は譲受人のお宅の裏にある農地、こちらを取得を希望されました譲受人が譲渡人と協議をされまして今回取得されることになったものになります。取得農地では野菜を作付けされる予定です。

3件いずれも、農地法第3条の許可要件であります、「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「地域との調和要件」を全て満たしていると考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは現地確認をされてますので、農委13番委員、よろしく願いします。

農委13番委員 今日、朝9時から推委5番さん、農委13番、推委13番さん、それから事務局で参りました。

31番について、発表いたします。

実際は貸し借りが継続しておりますので、ブロッコリーが植わつとる状態でした。きちんと管理されてますので、問題がないと確認して参りました。

続きまして32番について報告いたします。この畑についてもですね、現地を見てみますと非常にもう管理されてですね、すぐ収穫した後みたいな形でしたので、準備できている状態なので問題ないと見て確認して参りました。

それから33番についてですが、□□□さんの家のほんの後ろにありまして、隣接しとるという状態ですので、管理もされておりましたですね、すぐに作物が作れると確認して参りました。

審議をよろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、何か質問等がございましたら挙手をお願いします。

特に無いようですので、それでは原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、許可することに決定をいたします。

議長

続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。2 ページを御覧ください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請がありましたので審議を求めます。

目的は駐車場で、既存の学校用地を拡張するものです。譲渡人・譲受人については記載のとおりです。

場所については3 ページを御覧ください。〇〇〇〇〇〇の北側に隣接する農地を含めまして、3 筆になります。

農地区分についてですが、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地となります。地域計画や農振、それから土地改良区の受益地には入っておりません。

許可根拠としましては、『既存施設の拡張』になります。『拡張部分の敷地面積が既存敷地面積の2分の1を超えないものに限り認められる』というものになります。

はぐっていただいて4 ページを御覧ください。今回の案件では、こちらに記載のある数字でいきますと、建物敷地と運動場用地の合計17,775㎡の半分までなら拡張が認められるということになります。申請地としては2,664㎡ということで、要件を満たしております。

このまま4 ページを見ていただきながら、事業計画書を元に、拡張を必要とする理由について説明いたします。

現在、〇〇〇〇〇〇では教職員及び来客用駐車場以外に駐車するスペースがなくて、運動会であるとか発表会、参観日、懇談などの学校行事のたびに保護者車輛の駐車場が確保できない状況というのが長年続いています。こういった状況を改善するために、駐車場の必要性を地権者や集落等に説明をして承諾を得られたこと、また地域計画や農振農用地から外れている農地であり周辺の営農環境への影響も極めて少ないと考えられることから、この度の申請に至っております。

計画している駐車場については、5 ページの土地利用計画図を御覧ください。

図面の下側に「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」と小さく記載がありますが、こちらが校舎になります。

出入りにつきましては、図面の上側になりますが、町道側から行います。

印刷の具合でちょっと薄くなっているんですけども、駐車場枠としては出入口から見て14台、15台、15台、22台の合計66台、加えてバスの乗降場ということで土地利用計画をされています。

続いて6 ページを御覧ください。こちらに、施工計画図の参考図ということで載せております。隣地との境界付近の法面についてはコンクリートで固めまして、その部分を流れる雨水については敷地内で浸透させるか、側溝に流す施工になっております。

場内の雨水排水計画については、隣の7 ページを御覧ください。

雨水は凡例にあります手書きの矢印の方向に流しまして、既設の側溝や新設

側溝へ流します。

また、図面の左側には農地が広がってますけども、駐車場の縁付近にはアスカーブといって、アスファルトを固めて作る縁石を設置するので、場内の雨水が隣接農地には流れ出ないよう防除措置も計画しております。

添付書類として、事業実施可能な予算措置がされており、隣接同意、放流先であります〇〇及び〇〇集落からの同意を得ております。また、計画面積や被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題はないものと判断しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。

それでは、現地確認をされてますので、推委 1 3 番委員さん、よろしくお願いします。

推委 1 3 番委員 推進委員 1 3 番です。

申請番号 1 7 番の 3 筆ですが、〇〇〇〇〇〇敷地の真横にあり、学校と地番 △△の土地の間には、幅・深さともに十分な水路が流れており、雨水排水の心配はないと思われます。

また、近隣の集落とも事前に雨水の相談をされており、了承を得ているとのことですので、転用しても問題はないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、これにつきまして、何か質問等がございましたら挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい。全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長

それでは、続きまして議案第 3 号、大山町地域計画名和地区（変更案）に対する意見聴取について、事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局

はい。議案第 3 号、大山町地域計画名和地区（変更案）に対する意見聴取について。別紙のとおり、大山町長から照会がありましたので意見を求めます。

議案書の 8 ページを御覧ください。

本件議案は、農業経営基盤強化促進法第 1 9 条第 6 項で「市町村は地域計画を定め、またはこれを変更するときはあらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならない」とされていることに基づき、地域計画変更案について大山町長から農業委員会に意見聴取があったものであります。

地域計画策定後、初めての意見聴取ということになります。

流れとしましては、地域計画内の農地を転用する場合、地域計画の変更と農振除外手続きを行ったうえで農地転用申請を行う必要があります。

また、農業委員会に諮る前には、事前に「地域での協議」を必要としていますが、大山町の運用では、特に必要と認められる場合を除き、町のホームページで一定期間を設けて意見募集を行う簡易な開催方法で協議を実施する運用であると、農林水産課から聞いております。

申請内容については、9ページを御覧ください。農地の一部を分筆して住宅建築を行いたいという計画になります。

場所については、はぐっていただいて10ページを御覧ください。〇〇の集落に隣接する農地になります。左側のほうの図面が変更前、右側に变更后ということで載せております。白黒なんでちょっと見にくいですけど、凡例でいうと「NO. 5その他（今後検討）」というところになりまして、地域計画策定の話し合いの際には色が付かなかった農地になります。

11ページのほうには、農地をどのように分筆するかということで、地積測量図を載せております。

〇〇△△△△-△が現在ある農地全体ですけども、これに分筆を行い、右側のほうA△△△△-△が残る農地、その左側のB▽▽▽▽-▽（予定地番）と書かれているこちらの土地が住宅への転用計画地となります。

説明については以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

現地確認をされてますので、農委13番委員、よろしくお願いします。

農委13番委員

午前中に現地確認に参りました。

現場を見ますとですね、面積もしれた面積で、農地の中にポツンとある形で面積もこまいし、本当にもう部落の中に、宅地の中に入り込んだるんで、やむを得ないと思います。皆さんの審議をお願いしたいと思います。

議長

はい、ありがとうございました。

何か質問等がございましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をよろしくお願いします。

（挙手多数）

はい。全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長

続きまして議案第4号、地籍調査事業に関わる農地の地目変更について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第4号、地籍調査事業に係る農地の地目変更について。別紙のとおり、大山町長から照会がありましたので意見を求めます。

この度、大山地区の照会を受けております。

大山地区の〇〇、〇〇、〇〇、〇の各一部になりますが、13ページの左側の表を御覧ください。NO. 1から28までの土地が、記載されている「地籍

調査後の地目」へ変更になる予定となっております。

地籍調査をした結果、現状はそれぞれの議案書の14ページから22ページの図面のようになっておりまして、このように分筆や合筆も行いながら登記をしていくという図面になっています。戻っていただきまして、13ページの一覧表左側の番号と図面で、後書きで四角く囲ってある番号がそれぞれ対応するものとなっております。

地籍調査事業ということですが、地籍調査というのは市町村が主体となって、一筆、一地番ごとに、土地の所有者、地番、地目を調査して、境界の位置と面積を測量する調査となっております。

土地に関する記録については登記所、ここでは法務局米子支局において管理をされていますが、そういった形状を示す情報としては、法務局のほうに備えつけられている地図や図面というのは古いものとなっております、状況とは異なっているものもあります。

また、登記簿謄本に記載された情報も現状とは異なっている場合がありますので、こういった地籍調査の成果によりまして、登記簿や地図が更新されていくという流れとなっております。

この度照会のあった各一覧表の土地については、担当地区の推委15番委員、それから農委10番委員と8月25日に現地調査を行ってまいりました。

状況については、地籍調査で見立てた地目と同様でしたので、報告をさせていただきます。

説明については以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地確認をされてますので、1番から13番につきましては、推委15番委員さん。それから14から28番までは農委10番委員さん、報告をお願いします。

推委15番委員 はい。15番です。先ほどありましたように、先月の25日に農委10番委員と◇◇職員と私の3名で現地確認をさせていただきました。

13ページの表にありますように、1番から11番までは、県道180号、▲▲▲▲▲▲▲▲▲の県道の一部になってしまっておりまして、完全に道路、調査後の地目そのものです。

12番13番につきましては、山陰道のインターチェンジの一部で、これも完全に道路になっておりまして、調査後の地目だったということですので、よろしくお願いいたします。

農委10番委員 10番です。先ほど言われたように、◇◇さん、推委15番委員、3名で現地確認をしました。

一覧表のとおり、道路や墓地になってまして、地籍調査後の地目に問題ありませんでした。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、何か質問等がございましたら挙手をお願いします。

では、無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお

願います。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により承認することに決定をいたします。

議長 続きまして議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。次のとおり、照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、御審議のほどよろしく願います。

議長 はい。ありがとうございました。

それでは審議に入りたいと思いますけど、番号の50番から59番と72番から74番。63番、75番、それから5番から8番を除いた番号について、審議をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

何か質問がございましたら挙手をお願いします。

(農委7番委員、挙手)

はい、どうぞ。

農委7番委員 7番です。

中身の問題ではなくて、貸し借りの賃借料の支払い方法ですね、機構を介したときには全て機構が中に入ってするもんだと思ってましたけども、どうも相対って②って書いてありますけども、それでも良いんでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

事務局 はい。先ほど御質問頂きましたところです。

賃借料の支払い方法というところで、①と②ということで記載をさせていただいているものというところですけども、令和5年から今の農用地利用集積等促進計画っていう形のものになった機構を介した貸し借りっていう形になっておりますけども、一応この時点で、機構を介して支払うか、直接支払うかということが選べる形になっております。

物納であれば当然直接なんですけれども、お金についてもこれまでの相対と同様に、機構は間に入らずに、直接手渡しで払われたり、口座に振り込まれたりっていうことを選択することが可能という形になっております。

農委7番委員 了解しました。

議長 その他、何かございますでしょうか。

それでは無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ということで、承認することに決定をいたします。

議長

それでは個別に審議に入りたいと思います。

推委１２番委員さん。

（推委１２番委員、議事参与の制限のため退室）

それでは５０番から５９番と、７２番から７４番を審議したいと思います。

何か質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。

それでは無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

（推委１２番委員、入室）

続きまして、推委１１番委員さん（議事参与の制限のため）退室をお願いします。

（推委１１番委員、退室）

それでは、６３番について審議を行います。

何か質問等がございましたら、挙手をお願いします。

では、無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

（推委１１番委員、入室）

農委６番委員さん、（議事参与の制限のため退室を）をお願いします。

（農委６番委員、退室）

それでは、番号の７５番について審議を行います。

何か質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。

はい。無いようですので、原案のとおり、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

（農委６番委員、入室）

（農委１５番委員、議事参与の制限のため退室）

（議長交代）

議長代理

失礼します。会長に代わり、審議に入りたいと思います。

５番から８番の審議に移りたいと思います。

何か質問のある方。

無いようですので、審議に入ります。

原案のとおり、承認することの賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数により、承認することに決定します。

では、また会長に代わります。

(農委 15 番委員、入室)

(議長交代)

議長

それでは、報告事項に入りたいと思います。

第 29 条については、見ておいてください。それから、賃貸借の解約についても見ておいてください。

議長

続きまして、その他ですけど、10 月の定例農業委員会の日程につきまして、10 月 10 日、金曜日の午後 3 時から同じこの場所で行いたいと思います。

現地の確認当番は推委 4 番委員さん、農委 9 番委員さん、農委 11 番委員さんですので、よろしくお願いします。

事務局

【その他】

- ・活動記録簿の記入について。
- ・非農地パトロールの現地確認の日程調整について。

議長

それでは、何かございませんでしょうか。

無いようですので、本日の定例会を終了します。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 尾古 礼隆

議事録署名委員 佐伯 守

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。